

第46回大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和6年1月29日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

石川一郎、奥井久美子、下川巖、田中明彦、田辺善行、西田隆裕、橋本浩、保坂健二朗、細島秀勝、三輪聡美

（事務担当者）

山本正道、星野明彦、吉田義一、甲斐美恵、堀田綾子、豊竹千鶴、蔵慎之介、重森陽子

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ「家事調停手続のウェブ会議利用について」）。

(3) 意見交換（テーマ「家事調停における子をめぐる紛争の早期解決に向けて～家庭裁判所調査官の関与を中心に～」）

事務担当者から、パワーポイントを用いて、家事調停の概要及び子の調査を中心に、家庭裁判所調査官の活動について説明した後、調停室及び児童室の見学を実施し、その後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおりである。

(4) 次回委員会の日程、テーマについて

次の家庭裁判所委員会は地方裁判所委員会と合同開催とし、令和6年9月17日（火）午後2時から2時間程度で行う。テーマは「裁判所における採用広報」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【家事調停における子をめぐる紛争の早期解決に向けて～家庭裁判所調査官の関与を中心に～】

● まずは、本日の、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）によるプレゼンテーションや児童室等の見学に関するご質問やご感想があればおうかがいしたい。

○ 非常にプロセスを大事にしていると感じた。そのことによって合意に至るというのが大事である。意見が対立する中で合意に向けて丁寧にやることが重要であり、当方が関わっているソーシャルワークにも共通することだと感じた。

● ご指摘いただいたとおり、プロセスを非常に大事にし、双方からじっくり話を聴きながら手続を進めている。当事者の言い分を丁寧に聴いた上で、できるだけ納得してもらいながら合意に導くのが調停の本質である。

さて、まずは、本日の意見交換事項の1点目「子の調査実施に向けた、親から子への説明の工夫について」を取り上げたい。調査官が子どもの調査を実施するに当たって、子どもが安心して調査を受けられるように、調停当事者であるお父さん又はお母さんから調査について事前に説明をしていただくよう調査官から依頼している。その際、調査についてのお知らせや子ども宛ての手紙などを活用している。ただし、親御さんとしては、子どもにわかりやすく説明することが難しかったりするようである。まずは、本日ご紹介した、子ども宛ての手紙の感想やお気づきの点をおうかがいしたい。

○ 丁寧に書かれているが、一つの文が長いので、少し文章を区切ってはどうか。また、子どもによっては知的障害や発達障害を有するので、その子に合った提示の仕方が必要になってくるのではないかな。

● 裁判所が作る文書は、正確性を追求するあまり長くなりがちであるが、気づきをいただきありがたい。

○ 親から子に説明してもらうに当たって、いわゆるトークスクリプトを作成し、伝えるべきポイントを示すようなことはしているのだろうか。

● そのようなものがあると、親もポイントを把握して子に伝えることができるかもしれない。

○ 受け手の立場になったとき、小学4年生の子に手紙を書くとして、使わない言葉や使わないフォーマットはやめた方がよい。例えば、手紙の上部に（家庭裁判所調査官の）肩書きがあるが、子ども宛ての手紙には普通書かないし、これがあるとすごいものが来たな、となると思う。また、2段落目の「これからどのように生活するか」と言われても、小学4年生にとっては、何が言いたいんだろうという気がする。3段落目ではいきなり二つの約束を取り付けられ、子は戸惑うのではないかな。そして、緊張するかもしれないけど、家

ではいつもどおり待っていてと言われても、裁判所の人が来るとなれば、大人でも無理だろう。さらに、分からないことがあったら会うまで待てと書いてあり、事前に尋ねることはできない。子の立場からすると、結構一方的な手紙に感じられる。考えられた手紙なのだろうが、もっと工夫の余地はあるのではないかと感じた。

- 当庁でも、司法面接として、児童相談所、検察官、警察の職員が虐待を受けている子どもなどから話を聴くことがある。子は親から説明を受けると、影響を受けてしまうので、親から子に説明してもらうこと自体がぴんとこない。親から説明したら親の意図が子に敏感に伝わってしまうので、それを排斥するなら、そもそも親から子に説明するやり方は変えた方がよいのではないか。子の年齢にもよるだろうが、子の本心を知りたいのであれば親から子への説明はなしにした方がよいのではないか。少なくとも司法面接では、親には子に一切聴かないよう伝え、子どもには知っていることを何でも話すようにだけ伝えて連れてきてもらっている。
- いきなり子どもを裁判所に連れてくると、どこへ連れていかれるのかとか何を聴かれるのかとかいう不安があるので、裁判所はこのようなツールを使っていると思われる。貴庁ではいきなり子どもを連れてきて聴いて、子どもは話してくれるのか。
- その前に学校の先生などに話していることもあるし、私自身は面接するときに肩書きは絶対に言わない。子どもから話を聴かせてもらう仕事をしていると伝え、今日は何でも話していいからね、と伝えている。
- 親からの説明が子に与える影響は大きいと思う。子の年齢にもよると思うが、例えば、面接の内容を聴き出してはいけないことを裁判所から父母に伝えていることや、裁判所からはお父さんやお母さんにこういうことをお願いしているよと子に伝えてもよいのではないか。子どもは、親が聴き出してはいけないことは知らないだろうから、聴き出されたら言わなきゃいけないと思ってしまうかもしれないので、聴き出してはいけないことを父母に伝えていることを事前に調査官から子に伝えて理解してもらうのもよいのではないか。
- 児童相談所では、例えば、虐待のケースでは誘導的にならないように気を遣いながら面接している。父母どちらかにバイアスがかからないように、そして誘導的にならないようにという点は共通している。また、難しい親が多く、親に応じてどんな指導ができるかを考えている。子どもとの面接では、パワーポイントや紙芝居などを使いながら子どもと振り返ったり、説明したりしている。子どもが目で見えて理解できることを意識しながら工夫するとよいのではないか。
- まず、家庭裁判所調査官という肩書きが最初に来ると、子どもはそれだけでひいてしまうだろう。最後の方に書いたり、やわらかい表現から始めてはどうか。大人向けの文章をそのまま平仮名にしたり、振り仮名を振ったりしてもなかなか伝わらないので、表現を変えたり、文章を短くしたりするとよいと思う。さらに、裁判所が子どもの家まで話を聴きにいく、というのは、子はどれくらい理解できるだろうか。手紙を一読する限り、中学生

くらいがようやく理解できるという印象なので、もう少し工夫してはどうか。

- 多くの気づきをいただき、ありがたい。手紙以外の工夫として何か考えられることはあるか。
- 子どもに説明するに当たっては、信頼関係をしっかり築くことが大切である。子どもにとっては調査官がどんな人か分からないだろうから、怖くないよということを分かってもらうために、限られた職員数や時間の中では難しいかもしれないが、例えば頻繁に会うことが考えられる。ソーシャルワークでは、頻繁に会う中で信頼関係を構築し、相手が意見を言えるようにしていくことが大切である。また、親から子に説明してもらうのであれば、ポイントや工夫をしっかりと伝える必要がある。
- では、二つ目の意見交換事項「当事者間で面会交流を実施する際に考えられる工夫について」に移りたい。調停での調整の結果、当事者間で任意に面会交流を行い、その結果も見ながら具体的な面会交流の条件等を検討していくケースがあり、その任意の実施状況がその後の紛争解決を左右する。現状では、利用しやすく、人の目があることでトラブルを生じさせにくいショッピングモール等で交流が始められることが多いように思われるが、固定化しがちである。他にも交流場所や交流方法について様々な選択肢があると考えられる。離れて暮らす親子が自然に交流できるような場所、交流が深まるような方法について、アイデアやご意見をおうかがいしたい。
- なお、御意見をうかがう趣旨は、裁判所がどこか特定の場所をあつせんすることはできないが、親子の交流がうまくいくよう、例えば、当事者に、場所選びのコツ、選び方、交流の仕方の工夫等を助言することにつなげたいと考えるためである。
- 面会交流中の工夫としては、まだしゃべれない小さな子には、スマートウォッチをつけてほしい。コミュニケーションツールとして以外にも、心拍数や血中酸素濃度を測定することができ、言語化できない子の状況をモニタリングすることができてよいと思う。
- 裁判所がそのような機材を準備するのは難しいかもしれず、親にお願いした場合、その結果が正確に報告されるかわからないので、検討の余地はあるかもしれないが、貴重なご意見としてうかがいたい。
- 当事者同士の面会交流を実施する場所として、美術館がそういう場になればよいと思う。多くの人にとって美術館は敷居が高いのが現状で、費用面が課題になると思うが、当館では企業からの寄付をいただき、日曜日は大人も無料にしているし、プレイルームもある。いろいろな人に、いろいろな形で美術館を利用してほしいという思いがあってそのようにしている。カナダやベルギーでは、主に精神科医から出される美術館処方箋というものが、美術館で新たな気づきを得てもらったり、支援者や同行者と一緒に訪れてコミュニケーションが生まれたりする効果もある。選択肢として考慮に入れていただけると幸いである。
- 絵が好きな子にはよいし、プレイルームのようなものがあれば、選択肢の一つとして考えられると思う。

- 面会交流を行うに当たって、事前のルール作りが大事になると思う。その際、一番重要なのは、これをしてはいけない、ということを明確にしておくトラブルを避けられ、建設的な面会交流になるのではないかなと思う。
- 子と面会交流をした別居親が、子から同居親との生活状況を聴き出さないというような、やってはいけないことはきっちり裁判所からも伝えていきたい。
- 農業体験のほか、我々のところにも伝統工芸の体験の機会もあり、親子で体験する中で自然と会話が生まれるので、考慮に入れていただけるとありがたい。
- そのような体験も貴重な体験になるだろう。

議論は尽きないが、時間の制約もあるので、この辺りで本日の意見交換を終了したい。裁判所の視点では気付かない、参考になるご意見を多数いただくことができたので、今後の運営の参考にさせていただきたいと考えている。どうもありがとうございました。

以 上